

地方自治体のスポーツ振興政策

— 山口県スポーツ振興計画施行の現状と実践的・研究課題 —

松本 耕二(山口県立大学)

スポーツ振興計画 山口県 実践的・研究課題

1. はじめに

わが国ではスポーツ振興法上、文部科学省を中心にスポーツ行政制度が整備され、スポーツ振興を支えてきた学校も、文部科学省のもと地方自治体の教育委員会など行政がスポーツ振興を図る体制となっている。(財)日本体育協会などスポーツ関連団体においても民間としての独自性を保ちつつも実際には行政機構の一部として組み込まれ、スポーツ環境の整備をはじめ運用においても行政抜きの振興はなりたたない構図となっている。

スポーツ振興を効率的かつ効果的に構築していくには、施策や事業の計画的な推進が必要となることは言うまでもない。わが国では平成 7 年度に文部省体育局では、これまでの学校中心、行政主導、単発的な一日行事型のシステムを見直し、地域に根ざした多種目型の公共性を伴ったスポーツクラブの育成をすることによって地域における生涯スポーツ推進基盤を整備拡充していくことを目的とした「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」を開始し、平成 12 年にはその全容を「スポーツ振興基本計画」として策定し新たなスポーツシステムの構築をめざしている。一方、地方自治体レベルのスポーツ振興計画は、国のスポーツ振興計画を手本としてさだめるものとしているが、平成 12 年に策定された計画に準拠し、新たに策定した地方自治体は多くはなく、実際には地域の実情に応じて独自のスポーツ振興計画を定めているところが少なくない(S SF,2001)。また実際にスポーツ振興施策を施行する上で、理念や計画と施行システムの不整合などいくつかの実践的な課題が見え隠れしつつある。

そこで、地方自治体のスポーツ振興政策の現状について、国のスポーツ振興基本計画に準拠して策定された山口県のスポーツ振興計画の策定及びその施策推進・実施状況を事例として報告し、実践的・研究課題について検討してみたい。

2. 山口県スポーツ振興計画

平成 13 年(2001)年2月、「スポーツやまぐち きらめきプラン(山口県スポーツ振興計画;以後、県プラン)」が策定された。

この県のスポーツ振興を担うマスタープラン策定の背景には、21 世紀の「元気県山口」づくりと「山口きらら博」の開催(平成 13 年9月閉幕)、その後の会場跡地利用(スポーツ交流ゾーン)等、また平成 23(2011)年の「二巡目山口国体」等の開催準備など中・長期的な政策課題に具体的に取り組む基本指針として、国(文部省)の「スポーツ振興基本計画;平成12(2000)年 9 月」に準拠した内容で、ほぼ同時進行的に協議・策定された。

この県プランは、全六章からなり、平成 13 年から平成 23 年までの 10 年間に先導的プロジェクト(7プロジェクト 30 施策)やその振興施策体系、またプラン実現にむけての具体的方針、目標、推進体制を明記した内容となっている。その事業は県教育庁保健体育課が施策施行の任にある。

3. 山口県の総合型地域スポーツクラブの育成

県プランにおける総合型地域スポーツクラブ育成については、「スポーツクラブ推進プロジェクト」において5施策を計画・実施している。これまで県下 56 市町村中 14 市町村にモデル事業を展開(今年度は3町)し、東部広域広域スポーツセンター(国のモデル事業)を中心にクラブ創設・育成に努めている。現在(平成14年 8 月)県下 14 クラブが活動展開中である。

4. 現状と実践的・研究課題

下記の事柄等について詳細な報告を行う。

- ・県プラン策定・施行にあたって
 - 専門的情報の共有化
 - 数値目標の設定と評価システム
 - プロジェクト推進体制について など